

「企業版ふるさと納税」手続の流れ



留意事項

- ▶ 1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ▶ 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ▶ 佐伯市に本社が所在する場合は、本制度の対象外となります。

【問い合わせ窓口】



佐伯市 総合政策部 政策企画課
〒876-8585
大分県佐伯市中村南町1番1号
TEL: 0972-22-4104 (直通)
Email: sseisaku@city.saiki.lg.jp
佐伯市 HP 「企業版ふるさと納税」
<https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0034001/index.html>



佐伯市の寄附対象事業ご紹介

① 市民文化を創造します

（さいき城山桜ホール企画運営事業）



※完成イメージ

令和2年10月31日開館の、複合文化交流施設「さいき城山桜ホール」において、多彩な文化催事を通じて市民の交流を促すとともに、市民活動の拠点となることで、にぎわいを創出します。

令和2年度事業費：68,770千円
（寄附可能上限額 56,270千円）

② スポーツ・文化ツーリズムを推進します（佐伯市大会等誘致事業）



※令和2年2月 九州大学野球部佐伯合宿

スポーツ・文化大会の開催や合宿を誘致し、交流人口の増加を図るとともに、地域の子どもたちとの交流の場をつくります。

令和2年度事業費：7,776千円
（寄附可能上限額 7,285千円）

③ 子どもたちが健やかに育つまちをつくります

（子育て世代包括支援センター事業）



妊娠期から子育て期にわたり妊娠・出産・子育て等の相談に応じ、情報提供・助言・保健指導を行うなど、切れ目のない支援を提供します。

令和2年度事業費：5,910千円
（寄附可能上限額 3,168千円）

概要

国が認定した地方公共団体が行う地方創生プロジェクトに対し、企業の皆様が寄附を行った場合に、税額控除の優遇処置（地方創生応援税制）が受けられます。佐伯市では、この制度を活用し、地方創生の取組を応援していただける企業の皆様を募集しています。

対象事業

「第2期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置付けられた、地方創生に資する幅広い分野の事業が対象となります。

第2期佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 基本目標1 仕事を育て、仕事を創る
- 基本目標2 佐伯市への人の流れを促す
- 基本目標3 結婚、出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4 街・浦・里が支え合い、高め合う



佐伯市は、平成17年3月3日、大分県南の1市5町3村が合併し、誕生しました。面積は九州で一番です。農林水産業、商工業、観光業などのバランスが取れたまちです。

企業様の

メリット1

税制上の優遇処置

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、寄附額の6割を法人関係税から税額控除する仕組みです。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担は約1割まで圧縮されます。

【税制措置のイメージ】



企業様の

メリット2

社会貢献

ふるさと納税の寄附企業の公表により、企業としてのPR効果や、SDGs（持続可能な開発目標）の達成、地域資源を生かした新事業の展開などが期待できます。

